

様式 A-1

申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)12月13日作成)

[所管： こども未来部こども政策課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第1項	幼保連携型認定こども園の認可	B	A
2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第1項	幼保連携型認定こども園の廃止・休止の認可	B	A
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第1項、第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	B	A
4	児童福祉法	第35条第4項	保育所の認可	B	A
5	児童福祉法	第35条第12項	保育所の廃止・休止の承認	B	A
6	児童福祉法	第34条の15第2項	家庭的保育事業等の認可	B	A
7	児童福祉法	第34条の15第7項	家庭的保育事業等の廃止・休止の承認	B	A
8	子ども・子育て支援法	第31条第1項	特定教育・保育施設の確認	B	A
9	子ども・子育て支援法	第43条第1項	特定地域型保育事業者の確認	B	A
10	子ども・子育て支援法	第58条の2	特定子ども・子育て支援施設等の確認	B	A
11	児童福祉法	第21条の5の15第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	B	A
12	児童福祉法	第24条の28第1項	指定障害児相談支援事業者の指定	B	A
13	児童福祉法	第21条の5の16第1項	指定障害児通所支援事業者の指定更新	B	A
14	児童福祉法	第24条の29第1項	指定障害児相談支援事業者の指定更新	B	A

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	幼保連携型認定こども園の認可	
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 7 年 4 月 1 日設定，要綱：平成 2 7 年 2 月 2 7 日設定
	標準処理期間	総数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	幼保連携型認定こども園の廃止・休止の認可	
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 7 年 4 月 1 日設定，要綱：平成 2 7 年 2 月 2 7 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
根拠法令及び条項		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項、第3項
所管部課（室）係名		こども未来部 こども政策課 認可指定係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条及び豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成31年4月1日設定，要綱：平成31年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和4年12月12日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保育所の認可	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 35 条第 4 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市保育所設置認可等要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 5 年 4 月 1 日設定，要綱：平成 2 4 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	保育所の廃止・休止の承認	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 35 条第 12 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審査基準	関係条項	
	基準	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市保育所設置認可要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 25 年 4 月 1 日設定，要綱：平成 24 年 4 月 1 日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（事務所） 処分期間 30 日（こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	家庭的保育事業等の認可	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市家庭的保育事業等認可要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 6 年 9 月 2 6 日設定，要綱：平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	家庭的保育事業等の廃止・休止の承認	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市家庭的保育事業等認可要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 6 年 9 月 2 6 日設定，要綱：平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特定教育・保育施設の確認	
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審査基準	関係条項	
	基準	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 26 年 9 月 26 日設定，要綱：平成 26 年 10 月 9 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	経由期間 日（事務所） 処分期間 30 日（こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特定地域型保育事業者の確認	
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 6 年 9 月 2 6 日設定，要綱：平成 2 6 年 1 0 月 9 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特定子ども・子育て支援施設等の確認	
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第 58 条の 2	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	条例：平成 2 6 年 9 月 2 6 日設定，要綱：令和元年 7 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	指定障害児通所支援事業者の指定	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年 9 月 27 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
	備 考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	指定障害児相談支援事業者の指定	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項	
所管部課（室）係名	こども未来部 こども政策課 認可指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		指定障害児通所支援事業者の指定更新
根拠法令及び条項		児童福祉法第 21 条の 5 の 16 第 1 項
所管部課（室）係名		こども未来部 こども政策課 認可指定係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年 9 月 27 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		指定障害児相談支援事業者の指定更新
根拠法令及び条項		児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項
所管部課（室）係名		こども未来部 こども政策課 認可指定係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定めるとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 30 日 （こども未来部こども政策課）
	設定等年月日	令和 4 年 12 月 12 日設定（令和 年 月 日最終変更）
	備考	

○豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第46号

改正 平成27年12月22日条例第70号

平成28年6月22日条例第46号

平成30年3月22日条例第10号

令和元年9月27日条例第14号

令和2年3月19日条例第8号

令和4年3月23日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、豊中市社会福祉審議会条例（平成23年豊中市条例第42号）第1条に規定する豊中市社会福祉審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし、満4歳以上の園児については35人以下を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数は、35人以下とすることができる。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

	園児の区分	員数
1	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4	満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
5	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
 - 3 この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
 - 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。
 - 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）第35条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
 - 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
(園舎及び園庭)
- 第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
 - 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第18条第1項において読み替えて準用する同条例第34条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。
 - 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
 - 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
 - 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園

において行うことが必要な調理のための加熱, 保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について, 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては, 当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は, 第1項の規定にかかわらず, 調理室を備えないことができる。この場合において, 当該幼保連携型認定こども園においては, 当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は, 手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は, 当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか, 園舎には, 次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には, 学級数及び園児数に応じ, 教育上及び保育上, 保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は, 常に改善し, 補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は, 次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は, 特別の事情のある場合を除き, 39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第11条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

(子育て支援事業の内容)

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(情報開示)

第13条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数及び開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する園児の選考)

第14条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第15条 幼保連携型認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、

防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(掲示)

第16条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条から第9条まで、第11条から第13条まで、第15条、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	最低基準	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第46号)第3条に規定する基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)

第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第8条	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する	幼保連携型認定こども園の
	児童福祉事業に	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に
	児童福祉事業の	教育及び保育並びに子育ての支援の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条、第15条第2項及び第3項並びに第20条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	その児童	園児
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児

	第10条	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校，社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第20条第2項	援助に関し当該措置又は助産の実施，母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について，
第34条第8号	又は遊戯室	，遊戯室又は便所
第34条第8号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい，同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては，耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第34条第8号イ	施設又は設備	設備
第34条第8号ウ	施設及び設備	設備
第34条第8号カ	乳幼児	園児
第35条	第15条第1項	豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第1項において読み替えて準用

		する第15条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第39条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

（幼稚園設置基準の準用）

第19条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行

の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考の1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第7条第3項 ただし書	第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える				
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">学級数</td> <td style="width: 50%;">面積（平方メ</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メ	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">学級数</td> <td style="width: 50%;">面積（平方メー</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メー
学級数	面積（平方メ					
学級数	面積（平方メー					

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>メートル)</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>		メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>トル)</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>		トル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
	メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
	トル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
	イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積													
第8条第6項	(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積												

6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

第7条第3項 ただし書	第18条第1項において読み替えて準用する豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例						
第7条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積						
	<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	
学級数	面積(平方メートル)							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							

<p>第7条第7項</p>	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="488 658 842 999"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積(平方メートル)							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考の1の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及

び経験を有すると認める者とすることができる。

- 9 第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則 (平成27年12月22日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月22日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第10号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の表備考の1の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

2～4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (令和元年9月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日条例第8号抄)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項に定める幼保連携型認定こども園を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の認可申請については、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可の基準)

第3条 前条の認可申請に当たっては、豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、次項及び第4条から第15条に掲げる基準を満たすものとする。

2 幼保連携型認定こども園の認可申請者（代表者及び役員）が暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(学級の編制)

第4条 条例第5条第2項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
- (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第1項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員)

第5条 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第6条第3項に規定する方法によ

り3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第6条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、条例第6条第3項に規定する方法により算定した3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、学級担任数を加えた数とする。

2 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

（園舎及び園庭）

第6条 条例第7条第1項の規定により備えなければならない園舎及び園庭の所有については、「幼保連携型認定こども園の園地・園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

（保育室等の設置階）

第7条 保育室等の設置階については、条例第7条第4項の規定に関わらず、通知の3の(2)に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

（園庭の面積）

第8条 条例第7条第7項に規定する園庭の面積について、通知の3の(3)に掲げる要件を満たす場合は、公園等の代替地を面積参入することができる。また、通知の3の(4)に掲げる要件を満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

（食事の提供の特例）

第9条 条例第8条第3項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第4項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

2 条例第18条第1項（児童福祉施設設備運営基準第32条の2第1項第1号から第3号まで）の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により食

事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。

（満3歳未満の園児の定員を設けるときの設備）

第10条 条例第8条第6項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

（教育時間・保育時間等）

第11条 条例第10条第1項に規定する「教育及び保育を行う期間及び時間」については、通知の4の(1)に従うものとする。

（子育て支援事業）

第12条 条例第12条第1項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）

第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。

(2) 府省令第2条第1項条第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合には、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。

(3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。

(4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。

(6) 子育て支援事業に従事する者は幼保連携型認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。

- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、本市並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

(通園上の配慮)

第13条 条例第19条第1項(幼稚園設置基準第7条)に規定する「通園の際安全な環境」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第14条 条例附則第5項の規定により条例第8条第6項の規定についての特例を受ける幼稚園について、満3歳以上の園児の保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。

2 条例附則第7項に規定する「園児が安全に移動できる場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。

- (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
- (2) 当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること。
- (3) 当該園庭の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
- (4) 当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと。
- (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。

3 条例附則第7項に規定する「日常的に利用できる場所」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)の要件を満たすものとする。

4 条例附則第7項に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園を構成する建物等の間の距離は、園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
- (2) 運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること。

(保育所設置認可基準の準用)

第15条 幼保連携型認定こども園において夜間保育を実施しようとするときは、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)の要件を満たしているものとする。

2 幼保連携型認定こども園において分園を設置しようとするときは、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)で示す保育所分園設置運営要綱(6の(2)の③及び7は除く。)の要件を満たしているものとする。

(廃止・休止又は設置者の変更の申請)

第16条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の廃止・休止の申請については、幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書(様式第2号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置者の変更の申請については、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書(様式第3号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第17条 法第29条第1項及び府省令第15条第2項の規定に基づく変更の届出については、幼保連携型認定こども園変更届出書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(報告の徴収等)

第18条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園報告書(様式第6号)を市長に提出することにより行う。

2 府省令第29条の中核市の長が定める日は、5月31日とする。

3 府省令第29条第3号の中核市の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)教育及び保育の目標及び主な内容
- (2)実施する子育て支援事業の内容
- (3)開園の日数及び時間並びに保育時間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

(法附則第3条第1項ただし書きの規定による申出)

2 法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出は、法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出書(様式第5号)を提出することにより行う。

(みなし幼保連携型認定こども園が提出する書類)

3 法附則第3条第2項の規定によりみなし幼保連携型認定こども園が提出する書類は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

目 的								
名 称								
所 在 地								
	最寄駅							
	電話番号			FAX 番号				
園長となるべき者の氏名								
事業開始予定年月日								
定員 区 分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上			
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	

開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
		冬 :	月 日 ~ 月 日
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
園地・園舎その他設 備の規模及び構造	敷地面積		m ²
			(自己所有地 m ² 、借地 m ²)
	園舎	構造	造 階 (地上 階、地下 階)
		面積	m ² (延床面積 m ²)
	園庭面積		m ² (うち自己所有地 m ²)

子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号）
		地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号）
		保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号）
		地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号）
		地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号）

添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 園長となるべき者の履歴書(別添4)
- (5) 園舎等及び園庭の配置表(別添5)
- (6) 食事の提供計画書(別添6)
- (7) 研修計画書(別添7)
- (8) 情報開示計画書(別添8)
- (9) 選考方法等計画書(別添9)
- (10) 園児の健康及び安全確保計画書(別添10)
- (11) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添11)
- (12) 設置者についての確認書(別添12)
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別添13)
- (14) 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別添14)
- (15) 配置職員ローテーション表(別添15)
- (16) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画
- (17) 認定こども園の園則
- (18) 運営規程
- (19) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの並びに登録事項証明書の写し(履歴事項全部証明書)(申請者が法人の場合)
- (20) 理事会等の決議録の写し(申請者が法人の場合)

様式第2号(第16条関係)

幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園を廃止又は休止するので、次のとおり申請します。

記

廃止・休止の別		
幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	
	所在地	
認可年月日及び 認可番号		
廃止予定年月日 又は 休止予定期間		
廃止又は休止 の理由		
入所児童の処遇		
財産の処分方法 (廃止の場合 のみ)		

様式第3号(第16条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更申請書

年 月 日

豊中市長 様

(変更前の設置者)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(変更後の設置者)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

目 的			
名 称			
所 在 地			
	最寄駅		
	電話番号	FAX 番号	
園長となるべき者の氏名			
設置者変更予定年月日			
設置者変更理由			

定員 区分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日						
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
	教育週数	週						
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日					
冬 :		月 日 ~ 月 日						
春 :		月 日 ~ 月 日						
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)					
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	(有の場合)		時 分 ~ 時 分(時間)					

休日保育の実施	□有 □無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
園地・園舎その他設備の規模及び構造	敷地面積		
	m ²		
	(自己所有地 m ² 、借地 m ²)		
	園舎	構造	造 階 (地上 階、地下 階)
		面積	m ² (延床面積 m ²)
園庭面積		m ² (うち自己所有地 m ²)	
子育て支援事業 (該当するものに○をつけること。)	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号）		
	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号）		
	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号）		
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号）		
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号）		

添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 園長となるべき者の履歴書(別添4)
- (5) 園舎等及び園庭の配置表(別添5)
- (6) 食事の提供計画書(別添6)
- (7) 研修計画書(別添7)
- (8) 情報開示計画書(別添8)
- (9) 選考方法等計画書(別添9)
- (10) 園児の健康及び安全確保計画書(別添10)
- (11) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添11)
- (12) 設置者についての確認書(別添12)
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別添13)
- (14) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画

- (15) 認定こども園の園則
- (16) 運営規程
- (17) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの並びに登録事項証明書の写し(履歴事項全部証明書)
(申請者が法人の場合)
- (18) 理事会等の決議録の写し(申請者が法人の場合)
- (19) 住民票の写し(申請者が個人の場合)
- (20) 引継ぎ確認書の写し(変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律施行規則第15条第1項第1号から第6号に掲げる事項を記載したものを含む)
- (21) 贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳

様式第4号(第17条関係)

幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
届出年月日 又は 認可年月日及び認可番号		
変更しようとする事項	変更前	変更後
変更年月日		

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。

添付書類一覧

	変更事項	添付書類
1	建物、施設の所在地(※1)	①園舎等及び園庭の配置表(別添5) ②施設全体の付近見取図 ③配置図、平面図、立面図、写真 ④土地の登記簿謄本 ⑤建物の登記簿謄本 ⑥検査済証(写) ⑦無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)(※2) ⑧運営規程(※3)
2	建物の設備・図面(※1)	①園舎等及び園庭の配置表(別添5) ②配置図、平面図
3	施設の名称(※1)	①運営規程(※4)
4	法人の名称、所在地	①運営規程(※3) ②定款又は寄附行為(※5)
5	法人代表者の氏名、住所	①経営者の履歴書(別添12添付用) ※住所変更など法人代表者自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
6	認可定員(※1)	①職員配置及び学級編制計画書(別添3)(※6) ②職員の履歴書(別添3添付用)(※7) ③資格を証明する資料(写)(※7) ④配置職員ローテーション表(別添15) ⑤園舎等及び園庭の配置表(別添5) ⑥平面図
7	園長の氏名、住所	①園長となるべき者の履歴書(別添4) ②園長の資格を証明する資料(写) ※住所変更など園長自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
8	園則、運営規程	①園則、運営規程(※4)

※1 書類の提出までにこども政策課と事前協議を行うこと。

※2 不動産の貸与を受ける場合のみ。

※3 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※4 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※5 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※6 非常勤職員を職員配置基準の対象とする場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控え(写)及び常勤換算したときの計算内容が分かる書類を添付。

※7 申請時又は認可定員に係る前回変更届出時から新たに採用した職員のみ添付。

様式第5号(附則第2項関係)

法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第3条第1項ただし書きの規定により、次のとおり申し出ます。

記

幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	
	所在地	
認定年月日及び 認定番号		
申出の理由		

様式第6号(第18条関係)

幼保連携型認定こども園報告書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

目 的								
名 称								
所 在 地	最寄駅							
	電話番号			FAX 番号				
	届出年月日又は認可年月日 及び認可番号		届出又 は認可 年月日	年 月 日		認可 番号		
定員 区分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
		冬 :	月 日 ~ 月 日
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号に掲げる事業		

添付書類

- (1) 子育て支援事業実績表(別紙)
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画

※ 参考として、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業について、市町村から補助あるいは委託を受けているものに○をつけること。

	利用者支援事業
	延長保育事業
	一般型一時預かり事業
	幼稚園型一時預かり事業
	余裕活用型一時預かり事業
	地域子育て支援拠点事業
	病児保育事業

(別紙)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業実績表

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添1)

認定こども園の名称	
-----------	--

組 織 計 画 書

(認定こども園の類型) 幼保連携型認定こども園

(認定こども園の教育、保育及び子育て支援の連携の考え方)

(全職員の配置計画)

(組織計画に当たって留意した事項)

※ 組織図及び全職員の名簿を添付すること。

(別添2)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添3)

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

職員配置及び学級編制計画書

1 職員の状況

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任の別	常勤・非常勤の別	勤務時間(非常勤のみ)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※ 採用予定の職員も記入すること。また、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員がいる場合については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入し、非常勤職員の場合は所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ)を添付すること。

※ 教育及び保育に従事する職員は職員の履歴書を作成し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)を添付すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。

朝夕の職員配置の要件緩和(附則8)

小学校教諭、養護教諭の活用(附則9)

※職名には保育士ではなく、活用する「幼稚園教諭」等を記載。

市長が認める者の活用(必要職員数を超過して配置する場合のみ)(附則10)

※職名には保育士ではなく、「子育て支援員」と記載。

2 職員配置

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数
人	人	人	人	人

※ 配置職員ローテーション表(別添15)を添付すること。

※ 非常勤職員を常勤換算する場合は、その計算内容が分かる書類を添付すること。

3 学級編制

(1) 0歳児から2歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	担当保育教諭名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

(2) 3歳児から5歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	学級担任名	その他職員名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
計					

※ 各表とも記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用すること。

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

職員の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 教育及び保育に従事する職員ごとに作成すること。資格を証明する資料(幼稚園教諭免許状、保育士証等の写し)を添付すること。

(別添4)

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

園長となるべき者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 園長の資格を証明する資料を添付すること。

(別添5)

認定こども園の名称	
-----------	--

園舎等及び園庭の配置表

1 園舎等及び園庭の配置

(園庭での安全確保)
(園児の移動時の安全確保)
(利用時間の日常的な確保)
(教育及び保育の適切な提供の確保)

※ 認定こども園を構成する園舎及び園庭が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。

2 各室面積

(1) 概要

園舎の延床面積								
室名	合計		1階		2階		室数	面積(m ²)
	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)		
保育室								
遊戯室								
乳児室・ほふく室								
職員室								
保健室								
調理室								
子育て支援室等								
便所								
廊下・その他								
合計								
園舎の面積基準による必要面積			学級数		面積(m ²)			

- (3) 土地及び建物(園舎)の登記簿謄本の写し(登記事項全部証明書)
- (4) 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し又は賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ)

(別添6)

認定こども園の名称	
-----------	--

食事の提供計画書

食事の提供方法	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参 (週当たり弁当持参日: 日)
	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入
	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託
	設備	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備
以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。		
(外部搬入をする理由)		
(園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制)		
(園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容)		
外部搬入をするに当たって必要な要件の確保	(栄養士による必要な配慮)	
	(調理業務を適切に遂行できる受託業者)	
	(園児の食事の内容、回数及び時機の適切な対応)	
	(食育への取り組み)	
(加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由)		

※ 調理業務受託者との契約書(案)(調理業務を外部委託又は外部搬入する場合のみ)を添付すること。

(別添7)

認定こども園の名称	
-----------	--

研修計画書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

--

(別添8)

認定こども園の名称	
-----------	--

情報開示計画書

(情報開示の基本的な考え方)
(情報開示計画(時期、場所、対象者、方法等))
(開示する情報(開示必須項目を除く。))

※ 開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

- (1) 利用者に交付する書面
- (2) 施設に掲示する書面又は備え置く冊子

(開示必須項目)

子ども・子育て支援法施行規則第50条第1項別表第1に掲げる項目

- ア 認定こども園を運営する法人に関する事項
- イ 認定こども園が提供する教育・保育に関する事項
- ウ 教育・保育に従事する従業者に関する事項
- エ 教育・保育等の内容に関する事項
- オ 教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項

(別添10)

認定こども園の名称	
-----------	--

園児の健康及び安全確保計画書

(園児の健康及び安全確保の考え方)
(疾病予防)
(防災)
(防犯)
(その他(通園バス利用時の安全対策等))

※ 保険加入証等の写しを添付すること。

※ 通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降園児数を示したもの、通園バスを保有する場合のみ)

※ 参考として、通園バスに関する以下の事項についても記載すること。

通園バスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	3歳未満児の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---	-------------	---

(別添11)

認定こども園の名称	
-----------	--

運営状況の点検又は評価等計画書

1 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

(点検又は評価の実施体制)

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

(その他(結果の活用方法等))

2 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取り組み)

(別添12)

認定こども園の名称	
-----------	--

設置者についての確認書

1 設置者

(設置者の経歴)
(認定こども園を運営するために必要な経済的基礎(経費の見積り及び維持方法))
(財務内容の健全性)

※ 直近3年の決算書及び事業開始年度の予算書を添付すること。

2 経営者一覧

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 経営者の履歴書を作成すること。

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

経営者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 経営者ごとに作成すること。

(別添13)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項

都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

3 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

4 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

5 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

(別添14)

豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

法人名称

代表者職・氏名

印

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、幼保連携型認定こども園の認可を申請するに際して、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第2項に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第2項の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(別添15)

配置職員ローテーション表			施設名称													職員の勤務時間 (左:勤務時間) (右:実働時間)			
			7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時				
児 童 数 帯 別 入 所	0歳児	0.00							0										
	1歳児	0.00							0										
	2歳児	0.00							0										
	3歳児	0.00							0										
	4歳児	0.00							0										
	5歳児	0.00							0										
	計	0 0.00	0	0	0	0			0					0	0	0	0		
必要保育士数(人)			0.00																
配 置 職 員	職種	(保有資格)															～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
																	～	H	
		保育士															常勤	人	
	市長が認める者(子育て支援員)															非常勤(常勤換算後)	人		
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計:常勤職員数	人
※保育に従事する職員のみ記入してください。(調理員は不要。看護師を保育士配置とする場合は必要。) ※行が足りない場合は行を追加してください。																			

○豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

平成30年9月27日

条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園又は同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(施設の類型)

第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。

- (1) 当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う施設であること。
- (2) 当該施設が連携施設である場合 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (3) 当該施設が保育所である場合 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、

当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設であること。

(4) 当該施設が保育機能施設である場合 次の全てを満たす施設であること。

ア 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

イ 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）で定める基準のうち保育所に係るものを満たすこと。

(職員の数)

第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。

子どもの区分	員数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満2歳未満の子ども	おおむね5人につき1人
満2歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、当該認定こども園の開園時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(学級の編製の基準)

第5条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させなければならない。

2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下を原則とし、満4歳以上の子どもについては35人以下を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)の資格を有する者でなければならない。

2 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の普通免許状(以下「幼稚園教諭免許状」という。)又は保育士の資格を有する者でなければならない。

3 前項に規定する子どもの教育及び保育に直接従事する職員で幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていないと認めなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により学級を担当することとなった職員(以下この項において「学級担任」という。)は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して市長が適当と認める者であって幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。

5 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して市長が適当と認める者であって保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員とすることができる。

6 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項ただし書

の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

(認定こども園の長)

第7条 認定こども園は、認定こども園の長を1人置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(建物等の配置)

第8条 法第3条第3項に規定する連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下この条において「建物等」という。）が同一の又は隣接する敷地内に設置されなければならない。ただし、建物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎の面積)

第9条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、第11条本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第11条本文及び第14条）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(設置すべき施設設備)

第10条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

(保育室又は遊戯室の面積)

第11条 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であってその園舎の面積が第9条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(屋外遊戯場の面積等)

第12条 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

2 前項の規定にかかわらず、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、屋外遊戯場の面積は、同項第1号の基準を、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、屋外遊戯場の面積は、同項第2号の基準を満たさなければならない。

3 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一の又は隣接する敷地内に設置されなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を、当該認定こども園の付近にある次に掲げる要件を満たす適当な場所に設置することができる。

- (1) 子どもが安全に利用できること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (4) 前2項に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たすこと。

(調理室)

第13条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、

当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、前項ただし書に規定する方法により行う認定こども園にあつては、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(乳児室及びほふく室の面積)

第14条 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。

- (1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の子どものうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の子どものうちほふくするものの数を

乗じて得た面積

(教育及び保育の計画)

第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第16条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに認定こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第17条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に直接従事する職員の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第18条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(教育及び保育を行う時間並びに開園日数及び開園時間)

第19条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報開示)

第20条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数及び開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する子どもの選考)

第21条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮するため、市との連携を図らなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第22条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(教育及び保育の評価等)

第23条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。

(掲示)

第24条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(地方裁量型認定こども園の設置者)

第25条 地方裁量型認定こども園の設置者(設置者が法人である場合にあつては、第1号に掲げる要件に限り、当該法人の役員)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 認定こども園を運営するために必要な経済的基礎があること。

(3) 財務内容が健全であること。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 認定こども園の子どもの登園又は降園の時間帯その他の認定こども園の子どもの数が少数である時間帯において、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、第6条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、市長が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第5項（ただし	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭
-------	-----------------	-----------------

	書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第4条第1項に定める認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定を受けようとする者に対し、その認定の申請及び各種届出の手續きについて、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 法第4条第1項に基づく認定こども園の認定申請については、認定こども園認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認定の基準)

第3条 前条の認定申請に当たっては、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、次項及び第7条から第18条に掲げる基準を満たすものとする。

2 認定こども園の認定申請者（代表者及び役員）が暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(職員)

第4条 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第4条第1項に規定する方法により3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第5条第1項に規定により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、条例第4条第1項に規定する方法により3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、条例第5条第1項の規定により算定した必要な学級担任数を加えた数とする。

2 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「教育及び保育に直接従事する職員の数」の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

(学級の編制)

第5条 条例第5条第2項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
- (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条

第1項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員の資格)

第6条 条例第6条第3項に規定する「併有に向けた努力」は、次のいずれかに掲げる事項を実施しているものとする。

- (1) 申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。
 - (2) その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。
- 2 条例第6条第4項及び第5項に規定する「意欲、適性、能力等を考慮して相当と認められる者」は、当該意欲、適性、能力等の事実が確認できるものであるものとする。
- 3 条例第6条第4項に規定する「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び同条第5項に規定する「保育士の資格の取得に向けた努力」は、(1)又は(2)に掲げる事項を実施しているものとし、認定の申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

第7条 条例第7条第1項に規定する「認定こども園の長」は、条例第4条第1項に規定する教育及び保育に従事する者と兼任していないものとする。

- 2 条例第7条第2項に規定する「管理及び運営を行う能力」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）第12条第1項又は第13条第1項で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。

(建物等の配置)

第8条 条例第8条第1項第1号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定こども園を構成する建物等の間の距離は、子どもにとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
 - (2) 運動会等の行事に当たって、すべての子どもの一斉の活動が可能であること。
- 2 条例第8条第1項第2号に規定する「子どもの移動時の安全が確保されていること」は、移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていることとする。

(園舎の面積)

第9条 条例第9条第1項に規定する園舎の面積の算定に当たっては、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等・中等教育・厚生省家庭局長連名通知）に準じて算定するものとする。ただし、同項ただし書きの基準を満たすときは、この限りではない。

(屋外遊戯場)

第10条 条例第12条第1項第1号で規定する屋外遊戯場の面積について、条例第12条第3項本文の規定に関わらず、児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5の要件を全て満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

- 2 条例第12条第3項第1号に規定する「子どもが安全に利用できること」は、次のいずれにも該当することとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。

- (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
 - (2) 当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われていること。
 - (3) 当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
 - (4) 当該屋外遊戯場内に危険物及び危険箇所がないこと。
 - (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。
- 3 条例第12条第3項第2号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。
- 4 条例第12条第3項第3号に規定する「子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、第8条第1項に該当するものとする。

（食事提供の特例）

- 第11条 条例第13条第1項の規定により、認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。
- 2 条例第13条第2項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第3項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

（満3歳未満の子どもの定員を設けるときの施設設備）

- 第12条 条例第14条第1項第1号及び第2号に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

（教育及び保育の計画）

- 第13条 条例第15条第1項に規定する「教育及び保育に関する全体的な計画」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第2号。以下「告示」という。）第五の三に従って作成するものとする。

（職員の資質の向上）

- 第14条 条例第17条第1項に規定する「認定こども園の長並びに教育及び保育に直接従事する職員の資質の向上等については、告示第六に従って実施する体制であるものとする。

（子育て支援事業）

- 第15条 条例第18条第1項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 府省令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
 - (2) 府省令第2条第1項条第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支

- 障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。
- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
 - (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
 - (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
 - (6) 子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
 - (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
 - (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
 - (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
 - (10) 子育て支援事業について、本市並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

（教育時間・保育時間等）

第16条 条例第19条第1項及び第2項に規定する「教育及び保育を行う時間並びに開園日数及び開園時間」については、通知の4の(1)を満たすよう努めるものとする。

（通園上の配慮）

第17条 条例第22条に規定する「安全を確保するため」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

（地方裁量型認定こども園の設置者）

第18条 条例第25条第1項第2号に規定する「経済的基礎があること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定こども園の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可をうけていること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、安定的な事業の継続の確保が図られると認められるときは、この限りではない。
 - (ア) 建物の賃貸借期間が、賃貸借契約において10年以上とされている場合。
 - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は鉄道、電力若しくはガスその他の公共性の高い事業を営む信用力の高い主体である場合であること。
 - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ウ 賃借料の財源について、認定を受けようとする者が運営する他の事業からの継続的な財源が確保されていること又は国若しくは地方公共団体その他の団体による継続的な補助が受けられる等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - エ 社会福祉法人及び学校法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合にあつては、(ウ)の財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料

相当額)との合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い資産(普通預金、定期預金又は国債等をいう。)により保有していること。

オ 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

(2) 認定こども園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等の資産により保有していること。

2 条例第25条第1項第3号に規定する「財務内容が健全であること」は、認定を受けようとする者が3年以上継続して事業を営んでおり、当該者が営む事業の全体の財務内容について直近3年間の会計年度において連続して損失を計上していないものとする。

(廃止の届出)

第19条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止をしようとする3か月前までに認定こども園廃止届出書(様式第2号)に必要な書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出等)

第20条 法第29条第1項に基づく変更の届出については、認定こども園変更届出書(様式第3号)に必要な書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 設置者の変更については、認定こども園廃止届出書(様式第2号)及び認定こども園認定申請書(様式第1号)に以下の書類を加えた必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書(様式第4号)

(2) 資産移転結果明細書(様式第5号)(ただし、本書類は認定後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。)

(3) 設置者変更合意書(様式第6号)

(報告の徴収等)

第21条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園報告書(様式第7号)を市長に提出することにより行う。

2 府省令第29条の中核市の長が定める日は、5月31日とする。

3 府省令第29条第3号の中核市の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育及び保育の目標及び主な内容

(2) 実施する子育て支援事業の内容

(3) 開園の日数及び時間並びに保育時間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

認定こども園認定申請書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号に掲げる認定こども園の類型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第1号) 単独型					
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第2号)	<input type="checkbox"/> アに該当するもの(並列型) <input type="checkbox"/> イに該当するもの(接続型)				
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(第3号)					
	<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(第4号)					
認定を受けようとする施設	名称	種別等	種別			
	所在地		認可等年月日	年 月 日		
			認可等定員	人		
		園長名(就任年月日)	年 月 日			
定員区分	保育を必要とする子どもに係る利用定員	満3歳未満	0歳児	人	小計	人
			1歳児	人		
			2歳児	人		
		満3歳以上	3歳児	人		
			4歳児	人		
			5歳児	人		
	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	満3歳未満	0歳児	人	小計	人
			1歳児	人		
			2歳児	人		
		満3歳以上	3歳児	人		
			4歳児	人		
			5歳児	人		
					合計	人

認定こども園の名称				
認定こども園の長となるべき者の氏名				
事業開始予定年月日	年 月 日			
教育及び保育の目標及び主な内容	(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)			
	(教育及び保育のねらい)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
開園日数、開園時間等	年間開園日数	日		
	開園時間等(平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
	開園時間等(土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)	
	教育週数	週		
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日	
		冬 :	月 日 ~ 月 日	
春 :		月 日 ~ 月 日		
幼稚園型一時預かり事業の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)	
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)	
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)	

		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号に掲げる事業	
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる事業	
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号に掲げる事業	
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる事業	
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号に掲げる事業	

添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 職員資格の特例等希望者確認書(別添4)
- (5) 認定こども園の長となるべき者の履歴書(別添5)
- (6) 建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6)
- (7) 食事の提供計画書(別添7)
- (8) 教育及び保育全体計画書(別添8)
- (9) 研修計画書(別添9)
- (10) 情報開示計画書(別添10)
- (11) 選考方法等計画書(別添11)
- (12) 子どもの健康及び安全確保計画書(別添12)
- (13) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添13)
- (14) 設置者についての確認書(別添14)
- (15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨の誓約書(別添15)
- (16) 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別添16)
- (17) 配置職員ローテーション表(別添17)
- (18) 認定こども園の園則
- (19) 利用料金表
- (20) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの及び登録事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
- (21) 住民票の写し(申請者が個人の場合)

参考

※ 子育て支援事業において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業は次のとおりである。

第1号	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
第2号	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
第3号	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
第4号	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
第5号	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※ 添付書類(19)については、子ども・子育て支援法施行規則第29条第9号に規定する運営規程を添付すること。

※ 添付書類(20)のうちの登記事項証明書については、履歴事項全部証明書を添付すること。

(別添1)

認定こども園の名称	
-----------	--

組 織 計 画 書

(認定こども園の種類)
(認定こども園の教育、保育及び子育て支援の連携の考え方)
(全職員の配置計画)
(組織計画に当たって留意した事項)

※ 組織図及び全職員の名簿を添付すること。

(別添2)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添3)

認定こども園の名称	
-----------	--

職員配置及び学級編制計画書

1 職員の状況

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任の別	常勤・非常勤の別	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 採用予定の職員も記入すること。また、非常勤職員については、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写しを添付すること。

※ 資格を証明する資料を添付すること。

※ 参考として、教育及び保育に従事する職員のうち、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。

朝夕の職員配置の要件緩和(附則2)

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用(附則3)

小学校教諭、養護教諭の活用(附則4)

市長が認める者の活用(必要職員数を超えて配置する場合のみ)(附則5)

※附則5を活用する場合は、職名には「子育て支援員」と記載

2 職員配置

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	非常勤職員数	
			常勤換算した数	対象職員数
人	人	人	人	人

※ 配置職員ローテーション表(別添16)を添付すること。

3 学級編制

(1) 0歳児から2歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	担当保育士名
1				
2				
3				
4				
5				
計				

(2) 3歳児から5歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	学級担任名	その他職員名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

※ 各表とも記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用すること。

※ 特例で配置する職員が3歳児以上の教育に従事する場合は、「その他職員名」欄に氏名を記入すること(学級担任としての従事ができないため)

(別添4)

認定こども園の名称	
-----------	--

職員資格の特例等希望者確認書(全体)

確認希望者計 _____ 名

確認希望項目	確認を受けることを希望する者の氏名	現在保有している資格
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第3項 に規定する要件		
	小 計 _____ 名	
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第4項 ただし書に規定する 要件		
	小 計 _____ 名	
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第5項 ただし書に規定する 要件		
	小 計 _____ 名	

認定こども園の名称	
-----------	--

職員資格の特例等希望者確認書(希望者別)

氏名			
現在保有している資格		特例措置を受けようとする資格	
(特例措置を受けようとする資格取得に向けて行っている努力) ※ 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第3項から第5項まで共通			
(特例措置を受けるに相当する意欲、適性、能力等) ※ 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第4項及び第5項共通			

※ 職員ごとに作成すること。また、客観的な事実を踏まえた内容とすること。

(別添5)

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

認定こども園の長となるべき者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
住 所			
現在保有している教育、 保育又は子育て支援に 係る資格	資格の種類	資格取得年月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
(履 歴)			
期 間	勤務先等	勤務内容	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月	卒業	
(備 考)			

※ 認定こども園の長に求められる能力を有することを証明する資料を添付すること。

(別添6)

認定こども園の名称	
-----------	--

建物等及び屋外遊戯場の配置表

1 建物等及び屋外遊戯場の配置

建物等の配置	(認定こども園を構成する建物等の距離)
	(教育及び保育の適切な提供の確保)
	(子どもの移動時の安全確保)
屋外遊戯場の配置	(屋外遊戯場での安全確保)
	(子どもの移動時の安全確保)
	(利用時間の日常的な確保)
	(教育及び保育の適切な提供の確保)

※ 認定こども園を構成する建物等及び屋外遊戯場が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。

屋外遊戯場の面積			
面積(m ²)	利用定員 (2歳児以上)		子ども1人当たり面積(m ²)
屋外遊戯場の面積基準による 必要な面積	学級数		面積(m ²)

※ 参考として、屋外遊戯場の面積に関する以下の事項についても記載すること。

面積の内訳(m ²)	自己所有	借地	代替地(公園等)
屋上の面積算入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	代替地(公園等)の面積算入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 園舎の面積基準は豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第9条に規定する園舎の面積に係る基準をいい、屋外遊戯場の面積基準は同条例第12条に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準をいう。

※ 以下の書類を添付すること。

- (1) 地図、敷地の平面図、建物及び設備の平面図及び立面図、写真
- (2) 新築又は改築を伴う場合にあつては、建物の検査済証の写し
- (3) 土地について、屋外遊戯場として使用する権原を証する書面

参考

※ (1)のうちの敷地の平面図については、屋外遊戯場の面積が分かるものであること。(公園等の代替地を使用する屋外遊戯場は除く。)

※ (1)のうちの建物及び設備の平面図については、各室の用途及び面積が分かるものであること。

※ (2)のうち、認定年月日までに検査済証の発行が間に合わない場合は、建物の仮使用認定通知書の写し(建築基準法第7条第6項第1号又は第2号に基づくもの)を代替の書類として添付すること。また、検査済証が発行され次第、速やかに豊中市へ提出すること。

※ (3)の土地について、屋外遊戯場として使用する権原を証する書面については、土地の登記簿謄本(登記事項全部証明書)を添付し、不動産の貸与等を受ける場合にあつては、無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面の写し又は賃貸借契約書の写しについても添付すること。

※ 参考として、園舎の延床面積を確認する資料として、新築又は改築を伴わない場合であっても、建物の検査済証の写しを添付すること。また、建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)についても添付すること。

(別添7)

認定こども園の名称	
-----------	--

食事の提供計画書

(自園調理又は外部搬入の別)	
食事の提供方法	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子ども <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参 (週当たり弁当持参日: 日)
	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる子ども <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入
	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子ども <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託
	設 備 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備
以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。	
(外部搬入をする理由)	
(認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制)	
(認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容)	
外部搬入をするに 当たって必要な要件の確保	(栄養士による必要な配慮)
	(調理業務を適切に遂行できる受託業者)
	(子どもの食事の内容、回数及び時機の適切な対応)
	(食育への取組み)
(加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由)	

※ 調理業務を外部委託又は外部搬入する場合にあつては、調理業務受託者との契約書(案)を添付すること。

(別添8)

認定こども園の名称	
-----------	--

教育及び保育全体計画書

1 目標等

教育及び保育の目標	
各年齢ごとの目標	(6か月未満児)
	(6か月から1歳3か月未満児)
	(1歳3か月から2歳未満児)
	(2歳児)
	(3歳児)
	(4歳児)
	(5歳児)
認定こども園に固有の事情として配慮する内容	
地域の特性を生かした教育及び保育の工夫点	

2 年間行事予定

月	行事(名称・内容)	備考(ねらい等)
1年間の概要		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

3 子どもの1日の活動内容

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

4 年、学期、月、週及び日々の指導計画の概要(予定)

--

5 環境の構成

(全体的な留意点)	
各年齢ごとの 留意点	(6か月未満児)
	(6か月から1歳3か月未満児)
	(1歳3か月から2歳未満児)
	(2歳児)
	(3歳児)
	(4歳児)
	(5歳児)

6 日々の教育及び保育の指導

内容	留意点

7 小学校教育との連携

--

(別添9)

認定こども園の名称	
-----------	--

研修計画書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

--

(別添10)

認定こども園の名称	
-----------	--

情報開示計画書

(情報開示の基本的な考え方)

(情報開示計画(時期、場所、対象者、方法等))

(開示する情報(開示必須項目を除く。))

※ 開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

- (1) 利用者へ交付する書面
- (2) 施設に掲示する書面又は備え置く冊子

(開示必須項目)

- ア 認定こども園の種類
- イ 開園日、休園日、開園時間、保育時間
- ウ 定員及び実員
- エ 施設設備の規模及び構造(園舎及び保育室等の面積、屋外遊戯場の面積、調理室(調理機能を有する設備等)の有無)
- オ 職員数(常勤及び非常勤の割合並びに資格の保有状況等を含む。)
- カ 認定こども園を構成する施設の連携体制(施設及び職員)
- キ 食事の提供方法並びに外部搬入を行う場合の委託先及び委託契約内容等
- ク 子どもの健康及び安全の確保に関する事項
- ケ 子育て支援事業の内容
- コ 選択的サービス及び非選択的サービスの内容
- サ 利用者から徴収する利用料の額
- シ 入園する子どもの選考方法及び選考基準
- ス 認定期間、認定更新回数等
- セ 利用者との契約項目(滞納等の契約の解除事由を含む。)
- ソ 電話番号その他の連絡先
- タ 法人にあっては、その設立年月日

- チ 法人にあつては、府内に所在する法人が設置する子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設及び法人が行う同条第5項に規定する地域型保育事業
- ツ 職員の労働時間、職員1人当たりの子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもの数等
- テ 職員の教育又は保育の業務に従事した経験年数等
- ト イ及びウに定めるもののほか、学級数その他の運営に関する方針
- ナ 認定こども園の利用手続
- ニ 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況
- ヌ 教育及び保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- ネ 教育及び保育の提供内容に関する特色等
- ノ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項

参考

※ 上記開示必須項目は、子ども・子育て支援法施行規則第50条第1項別表第1に掲げる項目について、具体的に示したものである。

(別添11)

認定こども園の名称	
-----------	--

選考方法等計画書

(選考の基本的考え方)
(公正な選考のために配慮する点) 【選考基準】
【選考方法】
【その他】
(特別な配慮が必要な子どもの受入れについて配慮する点)
(上記各項目について市町村と連携を図る事項)

(別添12)

認定こども園の名称	
-----------	--

子どもの健康及び安全確保計画書

(子どもの健康及び安全確保の考え方)
(疾病予防)
(防災)
(防犯)
(その他)

※ 保険加入証等の写しを添付すること。

※ 通園バスを保有する場合には、通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降園児数を示したもの)

※ 参考として、通園バスに関する以下の事項についても記載すること。

通園バスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	3歳未満児の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---	-------------	---

(別添13)

認定こども園の名称	
-----------	--

運営状況の点検又は評価等計画書

1 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

(点検又は評価の実施体制)

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

(その他(結果の活用方法等))

2 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取組)

(別添14)

認定こども園の名称	
-----------	--

設置者についての確認書

1 設置者（地方裁量型認定こども園のみ記入すること。）

(設置者の経歴)
(社会福祉法第36条第4項各号該当の有無)
(認定こども園を運営するために必要な経済的基礎)
(財務内容の健全性)

※ 設置者の財務内容、保有資金、土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書等、設置者の要件を満たしていることを客観的に確認できる書類を添付すること。

具体的には、「直近3年の決算書」「事業開始年度の予算書」「金融機関発行の残高証明書」

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号二に規定する役員等又は同号子の管理者

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 認可外施設型認定こども園の設置者であって、学校法人及び社会福祉法人以外のものである場合にあっては、経営担当役員等(設置者(その者が法人である場合にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をいう。以下同じ。)の次の履歴書を作成すること。

認定こども園の名称	
-----------	--

経営担当役員等の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月	卒業	
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 経営担当役員等ごとに作成すること。

(別添15)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

(1)-(3) (略)

(4) (略)

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

(別添16)

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱第3条第2項に
規定する者に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、認定こども園の認定を申請するに際して、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定要綱第3条第2項に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定要綱第3条第2項の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例(抜粋)
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3)暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

(3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式第2号(第19条関係)

認定こども園廃止届出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園を廃止するので、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の 名称及び所在地	名 称				
	所在地				
認定年月日及び 認定番号	認定 年月日	年 月 日	認定 番号		
廃止年月日					
廃止の理由					
入所児童の処遇					

様式第3号(第20条関係)

認定こども園変更届出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
認定年月日及び認定番号、 届出年月日又は認可年月日 及び認可番号	認定・届出・認可年月日	年 月 日
	認定・認可番号	
変更しようとする事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号(第20条関係) 資産移転計画明細書

資産・負債の内訳		経理区分・用途	財源	金額(千円)
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
-----流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----				
-----資産合計-----				
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
-----固定負債合計-----				
-----負債合計-----				
差引純資産				

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第5号(第20条関係) 資産移転結果明細書

資産・負債の内訳		経理区分・用途	財源	金額(円)
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
-----流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----				
-----資産合計-----				
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
-----固定負債合計-----				
-----負債合計-----				
差引純資産				

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第6号(第20条関係)

設置者変更合意書

年 月 日

豊中市長 様

(変更前の設置者)

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(変更後の設置者)

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等の設置者の変更を実施するにあたり、資産移転計画明細書をもとに資産の移転を行い、設置者の変更について合意しましたので、書類を提出します。

記

施設名称	
施設所在地	豊中市
園長予定者氏名	
設置者変更予定年月日	年 月 日
設置者変更理由	

認定こども園報告書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

認定こども園の名称								
認定こども園の所在地								
豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号に掲げる認定こども園の類型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第1号) 単独型							
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第2号)		<input type="checkbox"/> アに該当するもの(並列型) <input type="checkbox"/> イに該当するもの(接続型)					
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(第3号)							
	<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(第4号)							
認定年月日及び認定番号		認定年月日	年 月 日	認定番号				
認定こども園を構成する施設	名称	種別等	種別					
	所在地		認可等年月日	年 月 日				
			認可等定員	人				
		園長名(就任年月日)	年 月 日					
児童数	保育を必要とする子どもに係る利用定員	定員		実員(報告年月日の前日における数)				
		満3歳未満	人	人	小計	人	合計	人
		満3歳以上	人	人				
	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	満3歳未満	人	人	小計	人	合計	人
		満3歳以上	人	人				

認定こども園の長の氏名			
教育及び保育の 目標及び主な内容	(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)		
	(教育及び保育のねらい)		
	(教育及び保育の内容の概要)		
開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
冬 :		月 日 ~ 月 日	
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)		時 分 ~ 時 分(時間)
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号に掲げる事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号に掲げる事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号に掲げる事業

添付書類

- (1) 子育て支援事業実績表(別紙)
- (2) 教育及び保育全体計画書

(別紙)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業実績表

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

○豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月21日

条例第59号

改正 平成26年9月26日条例第47号

平成27年3月24日条例第19号

平成27年9月29日条例第59号

平成27年12月22日条例第70号

平成28年6月22日条例第46号

平成30年3月22日条例第10号

平成31年3月19日条例第11号

令和元年9月27日条例第14号

令和3年3月22日条例第8号

令和3年6月23日条例第26号

令和4年3月23日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 助産施設（第21条—第24条）

第3章 母子生活支援施設（第25条—第33条）

第4章 保育所（第34条—第40条）

第5章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所であつて、市長の監督に属するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、豊中市社会福祉審議会条例（平成23年豊中市条例第42号）第1条に規定する豊中市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（児童福祉施設における設備及び運営の向上等）

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設における非常災害対策）

第7条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{きんけん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の

健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めておかななければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又

はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、入所している者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、市から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に基づく助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第23条 第2種助産施設には、医療法に基づく職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室，集会，学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は，これに調理設備，浴室及び便所を設けるものとし，1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は，30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には，付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは，保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を，乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第26条 母子生活支援施設には，母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医，少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には，心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には，個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は，母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は，母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては，2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第27条 母子生活支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）

第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し

必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第28条第1号の地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 母子生活支援施設は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第36条第2項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回らないものとする。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であ

ること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第4項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号

		に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設

備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じ

て食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第40条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5章 雑則

(電磁的記録)

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第26条第3項に規定する大学は大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含むものとし、第28条第5号に規定する高等学校は中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含むものとする。
- 3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
- 4 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第36条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 6 附則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 7 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則(平成26年9月26日条例第47号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定(「6人」を「4人」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月22日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第10号抄)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の表備考の1の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日条例第8号抄)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日条例第26号)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

附 則 (令和4年3月23日条例第8号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 他の条例の一部改正〔略〕

豊中市保育所設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に定める保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定に基づく認可申請については、保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に別表に掲げる書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(設置の届出及び認可申請の要件)

第3条 前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- 一 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 二 小規模保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知）及び「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 三 夜間保育所を設置しようとするときは、第1号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 四 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 五 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(休廃止の届出及び申請)

第4条 法第35条第7項の規定に基づく承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。

（変更の届出等）

第5条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第37条第5項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第3-3号）に別表に掲げる書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出することにより行う。

2 規則第37条第6項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第3-1号）又は保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第3-2号）に別表に掲げる書類を添付し、市長にあらかじめ提出することにより行う。

3 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

4 設置者の変更をしようとするときは、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）に別表に掲げる書類を添付したもの及び保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に別表に掲げる書類を添付したものに以下の書類を加えた必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書（様式第4号）

(2) 資産移転結果明細書（様式第5号）（ただし、本書類は認定後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。）

(3) 設置者変更合意書（様式第6号）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1-1号(第2条関係)

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により、保育所を下記のとおり設置したいので、別添保育所設置計画書を添えて申請します。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 定 員
4. 事業開始予定日

(添付書類)

※ 設置主体の変更の場合

引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (休 止 ・ 廃 止) 申 請 書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、児童福祉法第35条第12項により申請します。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. (休止期間・廃止予定日)
4. (休止・廃止)理由

(添付書類)

- ① 財産の処分方法(廃止の場合のみ)
- ② 引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳(設置主体の変更のみ)

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所(建物・設備・定員等)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された下記施設について、別添保育所
変更計画書のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 変 更 内 容
4. 変 更 予 定 日
5. 変 更 理 由

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所施設長(経営の責任者)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された下記施設の施設長(経営の責任者)を変更したいので届け出ます。

記

1. 施設名
2. 変更内容
 - ・ 変更前
 - ・ 変更後
3. 変更予定日

(添付書類)

履歴書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (名 称 ・ 位 置) 変 更 届 出 書

年 月 日 付 け 第 号 により認可された保育所の(名称・位置)を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 名 称

2. 所 在 地

3. 変更内容

- ・ 変更前
- ・ 変更後

4. 変 更 日

5. 変 更 理 由

(添付書類)

変更前及び変更後の位置がわかる地図、住居表示変更通知書(位置変更時のみ)

様式第4号(第5条関係) 資産移転計画明細書

資産・負債の内訳		経理区分・用途	財源	金額(千円)
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
-----流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----				
-----資産合計-----				
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
-----固定負債合計-----				
-----負債合計-----				
差引純資産				

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第5号(第5条関係) 資産移転結果明細書

資産・負債の内訳	経理区分・使途	財源	金額(円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高			
普通預金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 運営費	○○保育園	
当座預金 ○○銀行 ○○支店	法人事務費分	○○銀行借入 ○○氏贈与分	
未収金			
-----流動資産合計-----			
2. 固定資産			
有形固定資産			
建物 所在○○ 家屋番号○○の○○	○○保育園	○○保育園	
車輛			
工具器具備品			
無形固定資産			
電話加入権			
ソフトウェア			
投資その他の固定資産			
○○特定預金 ○○銀行 ○○支店	法人 出資金	○○氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----			
-----資産合計-----			
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 運営費	○○保育園運営費	
短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----			
2. 固定負債			
長期借入金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 改修費	○○保育園運営費	
-----固定負債合計-----			
-----負債合計-----			
差引純資産			

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第6号(第5条関係)

設置者変更合意書

年 月 日

豊 中 市 長 様

(変更前の設置者)

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(変更後の設置者)

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所の設置者の変更を実施するにあたり、資産移転計画明細書をもとに資産の移転を行い、設置者の変更について合意しましたので、書類を提出します。

記

施設名称	
施設所在地	豊中市
園長予定者氏名	
設置者変更予定年月日	年 月 日
設置者変更理由	

保育所(設置・変更)計画書

1. 施設名

2. 設置主体

3. 経営主体

4. 種別 保育所

5. 所在地 (郵便番号 ())
市 町 番地
小学校区名 小学校区
最寄駅 線 駅
電話番号 () FAX番号 ()

6. 定員名

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内訳							
入所(予定)児童数							

7. 保育士名

8. 建物その他設備の規模及び構造並びに図面

(1)敷地 m^2 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2)建面積 m^2 (延面積 m^2)

(3)屋外遊戯場 m^2

(4)建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 造 階(地上 階、地下 階)

イ. 各室の状況 (別紙Ⅰのとおり)

(5)施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注1 平面図に室名、面積、利用人員を記入すること。

※注2 配置図に屋外遊戯場の範囲、面積を記入すること。

9. 事業開始・変更予定日

年 月 日

10. 経営の責任者(理事、監事等)一覧表及び履歴書 (別紙Ⅱのとおり)

11. 施設職員の履歴書及び保育士証の写し (別紙Ⅲのとおり)

12. 法人等設立状況(法人又は団体のみ)

(1) 定款、寄付行為その他の規約

(2) 設立証拠書類又は登記簿謄本

(添付書類)

1. 各室面積表(別紙Ⅰ)
2. 経営者(理事、監事等)一覧表(別紙Ⅱ)
3. 経営者(理事、監事等)履歴書
4. 職員名簿(別紙Ⅲ)
5. 職員履歴書、保育士証等(写)、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書(控)の写し(但し、最低基準外非常勤職員については不要)、嘱託医の資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)
6. 収支予算書(事業開始年度)
7. 定款、寄付行為その他の規約(運営規程)
8. 保育課程
9. 法人等設立証拠書類(写)又は登記簿謄本(写)
10. 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅳ)
11. 豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅴ)
12. 配置職員ローテーション表(別紙Ⅵ)
13. 最寄駅からの図、施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図
14. 土地・建物の登記簿謄本、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)、ただし、検査済証(写)の交付が無い場合は、「既存建築物の増築等における法的性の確認取扱要領(大阪府内建築行政連絡協議会 平成18年5月31日制定)(以下、「確認取扱要領」という。)により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書(写)
15. 不動産の貸与を受ける場合には、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面(写)、賃借契約(写)、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)、ただし、検査済証(写)の交付が無い場合は、確認取扱要領により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書(写)
16. 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書(写)
17. 敷地外の屋外遊戯場を利用する場合には、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン」に基づく、屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書及び保育所と付近代替地の位置図

社会福祉法人及び学校法人以外の者18、19、20についても添付

※社会福祉法人以外の者で不動産の貸与を受ける場合は21も添付

18. ア及びイ 又は ウ

- ア 施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者である証明書、若しくはこれと同等以上の能

力を有する者である証明書、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの。

イ 運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)の構成、権限及び役割を明らかにする書類

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むことを証明するもの。

19. 設置前3か年の会計年度における、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)
20. 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)
21. 賃借料の財源とは別に、①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)

(別表)様式第3-1号, 3-2号, 3-3号の添付書類一覧

	変更事項	添付書類
1	建物、施設の所在地(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※3) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③最寄駅からの図 ④施設全体の付近見取図 ⑤配置図、平面図、立面図、写真 ⑥土地の登記簿謄本 ⑦建物の登記簿謄本 ⑧建築確認申請書(写) ⑨検査済証(写) ⑩住居表示変更通知書(写)(施設の所在地が変わる場合のみ) ⑪無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)(※4) ⑫運営規程(※5)
2	建物の設備・図面(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※3) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③配置図、平面図
3	施設の名称(※1)	①運営規程(※6) ②寄附行為(※6)
4	法人の名称、所在地	①運営規程(※5) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※7)
5	法人代表者の氏名、住所	①法人代表者の履歴書(写) ※住所変更など法人代表者自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
6	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	①定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※7)
7	認可定員(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※3) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③職員名簿(別紙Ⅲ)(※8) ④職員の履歴書(写)及び資格を証明する資料(写)(※9) ⑤配置職員ローテーション表(別紙Ⅵ) ⑥平面図
8	施設長の氏名、住所	①施設長の履歴書(写) ※住所変更など施設長自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
9	運営規程	①運営規程(※6)

- ※1 書類の提出までにこども政策課と事前協議を行うこと。
- ※2 建物を変更する場合は、保育所(建物・設備・定員等)変更届出書(様式第3-1号)を、施設の所在地を変更する場合は、保育所(名称・位置)変更届出書(様式第3-3号)を提出すること。
- ※3 「1. 施設名」から「9. 事業開始・変更予定日」までを記入。
- ※4 不動産の貸与を受ける場合のみ。
- ※5 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。
- ※6 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。
- ※7 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。
- ※8 非常勤職員を職員配置基準の対象とする場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控え(写)及び常勤換算したときの計算内容が分かる書類を添付。
- ※9 申請時又は認可定員に係る前回変更届出時から新たに採用した職員のみ添付。

(別紙 I) 各室面積表

年 月 日現在

室 名	既 設 部 分				面 積 対 象 児 童 一 人 あ た り (m^2)
	構 造	階 数 (階)	人 数 (人)	面 積 (m^2)	
保 育 室 才					0
保 育 室 才					0
保 育 室 才					0
保 育 室 才					0
保 育 室 才					0
保 育 室 才					0
乳 児 室					0
ほ ふ く 室					0
乳 児 ・ ほ ふ く 室					0
調 乳 室					
沐 浴 室					
遊 戯 室			-		
調 理 室			-		
休 憩 室			-		
医 務 室			-		
事 務 室			-		
便 所					
そ の 他					
計					

(注) 保育室、乳児室、ほふく室については、1室ずつ記入す
 太枠内に箇所数を記入すること。
 「計」欄は延面積と一致すること。

(別紙Ⅲ) 職員名簿

年 月 日現在

	職名	氏名	年齢	資格の有無	常勤・非常勤の別	勤務時間(非常勤のみ)	備考
1	施設長						
2	主任保育士						
3	保育士						
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

- ※1 施設長の資格の有無については、保育士資格の有無を記入すること。
- ※2 施設長の備考欄には、就業規則に基づく常勤の1ヶ月の勤務時間数を記入すること。
- ※3 非常勤職員の場合は、勤務時間(非常勤のみ)に1ヶ月の勤務時間数を記入すること。
- ※4 職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。
 - 朝夕の職員配置の要件緩和(附則4)
 - 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用(附則5)
 - ※職名には保育士ではなく、活用する「幼稚園教諭」等を記載。
 - 市長が認める者の活用(必要職)

(別紙Ⅳ)

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所
氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第35条第5項第4号
次のいずれにも該当するものでないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、第58条第2項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、家庭的保育事業等の認定の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるものうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- チ ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(様式V)

豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

設置者 住 所

法人名称

代表者職・氏名

印

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、保育所の認可を申請するに際して、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第48号

改正 平成27年9月29日条例第59号

平成27年12月22日条例第70号

平成28年6月22日条例第46号

平成30年3月22日条例第10号

平成30年9月27日条例第45号

令和元年9月27日条例第16号

令和2年9月29日条例第43号

令和3年6月23日条例第27号

目次

第1章 総則（第1条—第22条）

第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則（第28条）

第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）

第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）

第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）

第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）

第6章 雑則（第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、豊中市社会福祉審議会条例（平成23年豊中市条例第42号）第1条に規定する豊中市社会福祉審議会の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、

法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項及び附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項第2号

の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であ

って、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第8条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供につ

いて当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業

を行う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号の専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに

代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。

(6) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区

分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士又は第24条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する

保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は，小規模保育事業B型について準用する。この場合において，第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。）」と，第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と，第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と，同条第4号中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は，次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には，乳児室又はほふく室，調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は，乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には，保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上，屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には，保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は，第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には，家庭的保育者，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては，調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は，3人以下とする。ただし，家

家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域において行う保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、その他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下この条において同じ。）の利用定員について、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人

3 1人以上40人以下	10人
4 1人以上50人以下	12人
5 1人以上60人以下	15人
6 1人以上70人以下	20人
7 1人以上	20人

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 耐火建築物又は準耐火建築物(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区

分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」とする。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
- 5 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。
- 6 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は，第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となる時は，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み，当分の間，第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，保育士とみなすことができる。
- 9 附則第7項の事情に鑑み，当分の間，1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において，開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは，第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を，開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で，保育士とみなすことができる。
- 10 前2項の規定を適用する時は，保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者を用い，第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を，保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上，置かなければならない。

附 則（平成27年9月29日条例第59号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第70号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月22日条例第46号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第10号抄）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，第6条第3項の表備考の1の

改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月29日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日条例第27号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条、第19条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

豊中市家庭的保育事業等認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項に定める家庭的保育事業を行おうとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定に基づく国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等を行おうとするときの認可申請については、家庭的保育事業等認可申請書(様式第1号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可の基準)

第3条 前条の認可申請に当たっては、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号。以下「条例」という。)、法その他関係法令のほか、次項及び第4条から第10条までに掲げる基準を満たすものとする。

2 家庭的保育事業等の認可申請者(代表者及び役員)が暴力団(豊中市暴力団排除条例(平成25年度豊中市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。

(食事の提供の特例)

第4条 条例第17条第1項の規定により、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

(開所日数及び開所時間)

第5条 家庭的保育事業等を行うに当たっては、1年の開所日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則とし、1日の開所時間は11時間を原則とする。

(職員)

第6条 条例第30条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数(小数点第2位以下切り捨て)を合算した数(小数点以下を四捨五入)とする。

2 条例第30条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の

算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数(小数点以下を四捨五入)に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

3 第1項及び前項の規定は、条例第32条第2項に規定する保育従事者の数、条例第45条第2項に規定する保育士の数及び条例第48条第2項に規定する保育従事者の数に準用する。

(管理者)

第7条 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、次に掲げる要件を満たす管理者を配置するものとする。

(1) 専従及び常勤であること。ただし、管理者を前条第1項及び第3項で規定する保育士又は保育従事者の数に加えることができるものとする。

(2) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は、社会福祉事業について知識経験を有する者であること。

(設備の基準)

第8条 家庭的保育事業、小規模保育事業又は小規模型事業所内保育事業を行う者は、条例で規定する設備のほか、事業所内に幼児が手洗いできる設備及び乳幼児が沐浴できる設備を設置するように努め、設置したときは調理設備と区画するものとする。

2 条例第44条第1項で規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

(屋外遊戯場)

第9条 条例第23条第1項第5号、第29条第1項第4号及び第44条第1項第5号で規定する屋外遊戯場等について、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けることができる。

(1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5に掲げる要件を満たすこと。

(2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件のほか、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン」の要件を満たすこと。

(経済的基礎等)

第10条 家庭的保育事業等を行おうとする者は、次に掲げる経済的基礎等を有するものとする。

(1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ア. 建物賃貸借期間が賃貸借契約において3年以上とされている場合

イ. 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

ウ. その他、市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断した場合

(2) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない場合等の財務内容が適正であること。

(休廃止の申請)

第11条 法第34条の15第7項の規定に基づく国、都道府県又は市町村以外の者が、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときの承認申請は、家庭的保育事業等(休止・廃止)申請書(様式第2号)に必要書類を添付し、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第12条 国、都道府県及び市町村以外の者が、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の36第3項及び第4項の規定による変更をしようとするときの届出は、家庭的保育事業等変更届出書(様式第3号)に必要書類を添付し、市長に提出することにより行う。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、別添家庭的保育事業等実施計画書を添えて申請します。

記

1. 事業所名
2. 事業所所在地
3. 認可定員
4. 事業開始予定日

家庭的保育事業等実施計画書

事業所名			
事業者名			
事業所所在地	最寄駅 線 駅		
	電話番号	FAX番号	
管理者名			
開所日数等 (年間)	日	土曜日の開所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開所時間等 (1日当たり)	開所時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
	保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
実施する家庭的保育事業等の区分 (該当するものに○をつけること。)	実施事業	区 分	添付する付表
		家庭的保育事業	付表 1
		小規模保育事業A型	
		小規模保育事業B型	
		小規模保育事業C型	付表 2
		居宅訪問型事業	
		保育所型事業所内保育事業	
	小規模型事業所内保育事業	付表 3	
事業開始予定日	年 月 日		

付表 1

家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	0歳児		1歳児		2歳児		計		
利用定員 (見込み)	0歳児		1歳児		2歳児		計		
職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、嘱託医 名 調理員 名、その他 名)								
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	造		階の		階部分		
		面積	(地上		階、地下		階)		
			敷地面積		m ²		延床面積		m ²
	所有	事業所の専有延床面積		m ²					
		敷地	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸				
	建物	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
	屋外遊戯場 面積		m ²		(うち自己所有地		m ²)		
連携施設	施設名								
	設置者名								
	施設類型		<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園						
	所在地								
	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)		利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。						
必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。									
当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。									

連携施設 (続き)	(具体的な連携内容)	
延長保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
休日保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
食事の提供	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/> その他()
	(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ 搬入施設名 : 搬入施設所在地 :	
衛生管理・ 健康管理	(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理)	
保護者への 支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)	
秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)	
苦情への対応	(苦情を解決するための措置)	
運営状況等の 評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)	

添付書類

- 1 経営者一覧表(別紙1)
- 2 経営者履歴書(別紙2)
- 3 職員体制計画書(別紙3)
- 4 配置職員ローテーション表(別紙4)
- 5 管理者の履歴書(別紙5)
- 6 職員の履歴書(別紙6)
- 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ必要)
- 8 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し)
- 9 嘱託医の資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)
- 10 事業所の付近見取図(同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドラインに基づく付近代替地の利用についての報告書を添付すること)
- 11 平面図(各室の用途及び面積が分かるもの)
- 12 各室面積表(別紙7)
- 13 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)
- 14 建物の建築検査済証の写し(紛失している場合は建築物台帳等記載事項証明書)又は既存建築物状況報告書の写し
- 15 耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要)
- 16 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)
- 17 家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)
- 18 調理業務委託契約書の写し(外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要)
- 19 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの
- 20 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要)
- 21 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要)
- 22 住民票の写し(個人の場合のみ必要)
- 23 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの)
- 24 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付)
- 25 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)
- 26 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要)
- 27 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9)
- 28 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10)

※ 添付書類17「家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)」に関し、連携施設の関する経過措置を適用する場合は、別紙7に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

居宅訪問型保育事業の認可に係る記載事項

職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、その他 名)	
提供する保育 (該当するものに○ をつけること。)		(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
		(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
		(3) 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
		(4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
		(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育
居宅訪問型保育連携施設 (「提供する保育」欄で(1)を選択した場合のみ記入すること。)	施設名	
	設置者名	
	所在地	
	(具体的な連携内容)	
保護者への支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)	

秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)
苦情への対応	(苦情を解決するための措置)
運営状況等の評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営者一覧表(別紙1) 2 経営者履歴書(別紙2) 3 職員体制計画書(別紙3) 4 管理者の履歴書(別紙5) 5 職員の履歴書(別紙6) 6 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し) 7 事業所の付近見取図、平面図 8 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書) 9 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要) 10 居宅訪問型保育連携施設からの承認書(該当事業を実施する場合のみ必要) 11 居宅訪問型保育事業の事業内容を示したもの(利用ニーズ、実施体制等) 12 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの 13 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要) 14 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要) 15 住民票の写し(個人の場合のみ必要) 16 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの) 17 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付) 18 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書) 19 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要) 20 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9) 21 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10) 	

付表3

事業所内保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
	雇用する労働者の乳幼児									
	地域の乳幼児				/	/	/			
	計									
利用定員 (見込み)	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
	雇用する労働者の乳幼児									
	地域の乳幼児				/	/	/			
	計									
職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、嘱託医 名 調理員 名、その他 名)									
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	造 階の 階部分 (地上 階、地下 階)							
		面積	敷地面積		m ²		延床面積		m ²	
			事業所の専有延床面積						m ²	
	所有	敷地	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
		建物	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
屋外遊戯場 面積		m ² (うち自己所有地 m ²)								
連携施設	施設名									
	設置者名									
	施設類型		<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園							
	所在地									

連携施設 (続き)	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)		利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する 相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
			必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の 病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
			当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用 乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
	(具体的な連携内容)		
延長保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~	時 分(時間)
休日保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~	時 分(時間)
食事の提供	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/> その他()	
	(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ 搬入施設名 : 搬入施設所在地 :		
衛生管理・ 健康管理	(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理)		
保護者への 支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)		
秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)		

苦情への対応	(苦情を解決するための措置)
運営状況等の評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営者一覧表(別紙1) 2 経営者履歴書(別紙2) 3 職員体制計画書(別紙3) 4 配置職員ローテーション表(別紙4) 5 管理者の履歴書(別紙5) 6 職員の履歴書(別紙6) 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ必要) 8 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し) 9 嘱託医の資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等) 10 事業所内保育事業実施に関する委託契約書の写し(事業主から委託を受けて実施する場合のみ必要) 11 事業所の付近見取図(同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドラインに基づく付近代替地の利用についての報告書を添付すること) 12 平面図(各室の用途及び面積が分かるもの) 13 各室面積表(別紙7) 14 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書) 15 建物の建築検査済証の写し(紛失している場合は建築物台帳等記載事項証明書)又は既存建築物状況報告書の写し 16 耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要) 17 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要) 18 家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8) 19 調理業務委託契約書の写し(外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要) 20 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの 21 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要) 22 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要) 23 住民票の写し(個人の場合のみ必要) 24 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの) 25 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付) 26 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書) 27 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要) 28 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9) 29 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10) 	

※ 添付書類 18 「家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)」に関し、連携施設に関す

る経過措置を適用する場合は、別紙 7 に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

様式第2号

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等（廃止・休止）申請書

年 月 日付け豊中市 第 号により認可された家庭的保育事業等を
(廃止 ・ 休止)したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により申請します。

記

1. 事業所名
2. 事業区分
3. 事業所所在地
4. 廃止予定日・休止期間
5. (廃止 ・ 休止)理由

(添付書類)

- 1 利用乳幼児の処置方法(廃止・休止の場合とも)、財産の処分方法 (廃止の場合のみ)
- 2 引継ぎ確認書の写し、贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳 (設置者の変更の場合のみ)

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等変更届出書

年 月 日付け豊中市 第 号により認可された家庭的保育事業等の実施に関する事項について変更したいので、下記のとおり、児童福祉法施行規則第36条の36第1項の規定により届け出ます。

記

1. 施設名
2. 所在地
3. 変更予定日
4. 変更事項 (該当する事項に○をつけること。)

該当する事項	変更しようとする事項
	名称
	位置・住居表示
	建物その他設備
	認可定員・利用定員
	経営者
	管理者
	その他運営規程に関する事項

5. 変更内容

変更前	変更後

6. 変更理由

添付書類一覧

	変更事項	添付書類
1	建物、施設の所在地(※1)	①各室面積表(別紙7) ②施設全体の付近見取図 ③配置図、平面図、立面図、写真 ④土地の登記簿謄本 ⑤建物の登記簿謄本 ⑥検査済証(写) ⑦無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)(※2) ⑧運営規程(※3)
2	建物の設備・図面(※1)	①各室面積表(別紙7) ②配置図、平面図
3	施設の名称(※1)	①運営規程(※4) ②寄附行為(※4)
4	法人の名称、所在地	①運営規程(※3) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※5)
5	法人代表者の氏名、住所	①経営者履歴書(別紙2) ※住所変更など法人代表者自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
6	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	①定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※5)
7	認可定員(※1)	①職員体制計画書(別紙3)(※6) ②配置職員ローテーション表(別紙4) ③職員の履歴書(別紙6)(※7) ④資格を証明する資料(写)(※7) ⑤各室面積表(別紙7) ⑥平面図
8	管理者の氏名、住所	①管理者の履歴書(別紙5) ※住所変更など管理者自身が変わらない場合は、認可に係る変更届出は提出不要
9	運営規程	①運営規程(※4)
10	連携施設	①家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8) ②運営規程(※4)

※1 書類の提出までにこども政策課と事前協議を行うこと。

※2 不動産の貸与を受ける場合のみ。

※3 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※4 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※5 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※6 非常勤職員を職員配置基準の対象とする場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控え(写)及び常勤換算したときの計算内容が分かる書類を添付。

※7 申請時又は認可定員に係る前回変更届出時から新たに採用した職員のみ添付。

經營者一覽表

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

年 月 日現在

経 営 者 履 歴 書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現 住 所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		

年 月 日現在

職員体制計画書

1 職員体制

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任の別	常勤・非常勤の別	勤務時間(非常勤のみ)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

※ 採用予定の職員も記入すること。また、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員がいる場合については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入し、非常勤職員の場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ)を添付すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。

朝夕の職員配置の要件緩和(附則6)

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用(附則7)

※職名には保育士ではなく、活用する「幼稚園教諭」等を記載。

市長が認める者の活用(必要職員数を超過して配置する場合のみ)(附則8)

※職名には保育士ではなく、「子育て支援員」と記載。

2 職員配置基準 (居宅訪問型事業は除く)

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数
			名	名
名	名	名	名	名

※非常勤職員を常勤換算する場合は、その計算内容が分かる書類を添付すること。

別紙 4

配置職員ローテーション表				施設名称													職員の勤務時間 (左:勤務時間) (右:実働時間)						
児童時間数(人)	帯別	入所		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時							
0歳児			0.00							0							～	H					
1歳児			0.00							0													
2歳児			0.00							0													
3歳児			0.00							0													
4歳児			0.00							0													
5歳児			0.00							0													
計	0	0.00		0	0	0	0			0					0	0			0	0			
必要保育士数(人)				0.00																			
配置職員	職種 (保有資格)																						
保育士																			常勤	人			
市長が認める者(子育て支援員)																			非常勤(常勤換算後)	人			
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計:常勤職員数	人			

※保育に従事する職員のみ記入してください。(調理員は不要。看護師を保育士配置とする場合は必要。)
 ※行が足りない場合は行を追加してください。

年 月 日現在

管理者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職歴等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		

職員の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
職歴等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資格等（社会福祉、幼児教育）			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

各室面積表

1 各室面積

室名	対象となる乳幼児の年齢	認可定員	面積(m ²)	乳幼児1人当たり面積(m ²)
合計				

※「室名」の欄には、「乳幼児の保育を行う部屋」(家庭的保育事業のみ)、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」、「調理室」、「調理設備」、「医務室」(保育所型事業所内保育事業のみ)、「便所」、「沐浴設備」、「廊下その他」等の区分を記入し、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」については「対象となる乳幼児の年齢」、「認可定員」及び「園児1人当たり面積」の欄を記入すること。

※「合計」の欄の面積は、事業所の専有延床面積と一致させること。

2 屋外遊戯場

面積(m ²)		認可定員(2歳児以上)		乳幼児1人当たり面積(m ²)	
面積の内訳(m ²)	自己所有		借地		代替地(公園等)

家庭的保育事業等の連携施設承諾書

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等の認可を受けようとする下記事業者の連携施設となることを承諾いたします。

1 連携施設となる家庭的保育事業等の認可を受ける事業者

事業者名	
事業所名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業
事業所所在地	
連携開始予定日	

2 連携施設の概要

連携施設名	
施設区分	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園
認可定員	
施設所在地	

2 連携施設として連携する内容

連携する内容 (該当するものに○をつけること。)	<input type="checkbox"/>	食事の提供に関する支援
	<input type="checkbox"/>	嘱託医による健康診断等に関する支援
	<input type="checkbox"/>	屋外遊戯場の利用に関する支援
	<input type="checkbox"/>	合同保育に関する支援
	<input type="checkbox"/>	後方支援
	<input type="checkbox"/>	行事への参加に関する支援
	<input type="checkbox"/>	卒園後の受け皿としての支援 (受け入れる3歳児の数) 人
具体的な連携内容		

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第34条の15第3項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

○豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第49号

改正 平成30年3月22日条例第11号

令和元年9月27日条例第17号

令和2年9月29日条例第44号

令和3年6月23日条例第28号

令和3年9月28日条例第33号

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条—第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第37条）

第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第2章 雑則（第53条）

附則

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39

号)の例による。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続

的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)57, 700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては, 77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち, 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校, 義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか, 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち, 特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて, 教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は, 前各項の費用の額の支払を受けた場合は, 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は, 第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は, あらかじめ, 当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに, 教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い, 文書による同意を得なければならない。ただし, 第4項の規定による金銭の支払に係る同意については, 文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は, 法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費

(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認

定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- （1）施設の目的及び運営の方針
- （2）提供する特定教育・保育の内容
- （3）職員の職種、員数及び職務の内容
- （4）特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- （5）第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6）第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- （7）特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留

意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を

行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を

受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項、第46条に規定する運営規程の概要、

職員の勤務体制その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支

払を求める理由及びその額

- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は, 特定地域型保育事業者, 特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において, 第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り, 特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」について」と, 第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と, 第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と, 同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費)」と, 「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と, 同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と, 第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には, 法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が, 前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては, 当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が, 第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が, 第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 特定地域型保育には特別利用地域型保育を, 地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を, そ

れぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項

の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第2章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同

じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等

に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
- 2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
- 3 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- 4 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。
- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず

ず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則（平成30年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第17号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月29日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに
特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)並びに法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)の確認等に関し、必要な事項を定める。

第2章 特定教育・保育施設の確認の申請等

(確認の申請等)

第2条 法第31条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の確認申請については、特定教育・保育施設確認申請書(様式第1号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定教育・保育施設確認決定通知書(様式第2号)、却下するとしたときは、特定教育・保育施設確認申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(確認の変更申請及び届出)

第3条 法第32条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の利用定員の増加の変更申請については、変更の日の2月前までに、特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 法第35条第2項の規定に基づく利用定員の減少の届出については、その利用定員の減少の日の3月前までに、特定教育・保育施設の利用定員減少等届出書(様式第5号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

3 法第32条第1項及び法第35条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設の利用定員の内訳の変更については、変更の日の3月前までに、特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出するとともに、変更の日の3月前までに、特定教育・保育施設の利用定員減少等届出書(様式第5号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

4 市長は、第1項から第3項の規定による申請があった場合において、変更すると決定したときは、特定教育・保育施設確認変更決定通知書(様式第2号)、却下するときは、特定教育・保育施設確認変更申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 法第35条第1項に規定に基づく特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出については、10日以内に、特定教育・保育施設の設置者住所等変更届出書(様式第6号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第5条 法第36条の規定に基づく特定教育・保育施設の確認の辞退については、その確認を辞退する日の3月前までに、特定教育・保育施設確認辞退申出書(様式第7号)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第6条 市長は、法第40条の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定教育・保育施設確認取消(停止)通知書(様式第8号)により当該特定教育・保育施設の設置者に通知するものとする。

第3章 特定地域型保育事業の確認の申請等

(確認の申請等)

第7条 法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者の確認申請については、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第9号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定地域型保育事業者確認決定通知書(様式第2号)、却下するときは、特定地域型保育事業者確認申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(確認の変更申請及び届出)

第8条 法第44条第1項の規定に基づく特定地域型保育事業者の利用定員の増加の変更申請については、変更の日の2月前までに、特定地域型保育事業者確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

- 2 法第 47 条第 2 項に規定に基づく利用定員の減少の届出については、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者の利用定員減少等届出書(様式第 5 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。
- 3 法第 44 条第 1 項及び法第 47 条第 2 項の規定に基づく特定地域型保育事業者の利用定員の内訳の変更については、変更の日の 2 月前までに、特定地域型保育事業者確認変更申請書(様式第 4 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出するとともに、変更の日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者の利用定員減少等届出書(様式第 5 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。
- 4 市長は、第 1 項から第 3 項の規定による申請があった場合において、変更すると決定したときは、特定地域型保育事業者確認変更決定通知書(様式第 2 号)、却下するときは、特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 9 条 法第 47 条第 1 項に規定に基づく特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出については、10 日以内に、特定地域型保育事業者の名称等変更届出書(様式第 6 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第 10 条 法第 48 条の規定に基づく特定地域型保育事業者の確認の辞退については、その確認を辞退する日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者確認辞退届出書(様式第 7 号)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第 11 条 市長は、法第 52 条の規定に基づき、特定地域型保育事業者に係る法第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定地域型保育事業者確認取消(停止)通知書(様式第 8 号)により当該特定地域型保育事業者に通知するものとする。

第 4 章 特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等

(確認の申請等)

第 12 条 法第 58 条の 2 の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認申請については、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(確認様式 0)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認決定通知書(確認様式一決定通知)、却下するとしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書(確認様式一却下通知)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 法第58条の5の規定に基づく特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等の変更の届出については、10日以内に、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第14条 法第58条の6の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退については、その確認を辞退する日の3月前までに、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届(確認様式7)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第15条 市長は、法第58条の10の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消(停止)決定通知書(確認様式一取消(停止)通知)により当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月2日から施行し、平成26年10月9日から適用する。
- 2 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和元年9月27日

条例第15号

改正 令和3年3月22日条例第8号

令和3年6月23日条例第29号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条—第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条—第66条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条—第89条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条—第97条）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条—第105条）

第8章 雑則（第106条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）の例による。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成1

7年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者,児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は,当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護,虐待の防止等のため,必要な体制の整備を行うとともに,その従業者に対し,研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の要件)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は,法人とする。ただし,法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については,この限りでない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は,障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し,並びに集団生活に適応することができるよう,当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は,次のとおりとする。

- (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては,保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条及び次条において同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が,ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ,それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に, 障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか, 指定児童発達支援事業所において, 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を, 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理, 喀痰吸引^{かくたん}その他基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師, 助産師, 看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を, それぞれ置かなければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により, 看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ, 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引^{かくたん}等をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

3 前項の規定に基づき, 機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条, 次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において, 当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には, 当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士

の合計数に含めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

- (3) 栄養士 1以上
- (4) 調理員 1以上

- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
- (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かな

なければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とする。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とする。

- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。

- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」と

いう。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
 - 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

- 第32条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

- 第34条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第35条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務

継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、

障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

（1）第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

（2）児童発達支援計画

（3）第36条の規定による市町村への通知に係る記録

（4）第45条第2項に規定する身体拘束等の記録

（5）第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6）第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の

事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は,次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が,当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため,障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第65条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は,次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第65条第1号において同じ。)の面積を,指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受

ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生

活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。),サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては,18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。))を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては,登録定員に応じて,次の表に定める利用定員,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては,12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が10までのもの 2以上
- イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提

供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指

定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第66条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準

第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数

並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス, 指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため, 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は, 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し, 並びに集団生活に適応することができるよう, 当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は, 次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者
同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては, 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 1以上
- (4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児

に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」

と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（2） 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う

場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に,障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は,基準該当放課後等デイサービスであって,その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所には,指導訓練を行う場所を確保するとともに,基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には,訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は,専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし,障害児の支援に支障がない場合は,この限りでない。

(利用定員)

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は,その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第89条 第8条,第13条から第23条まで,第26条第2項,第27条から第31条まで,第33条,第35条から第46条まで,第48条から第51条まで,第52条第1項,第53条から第55条まで,第64条から第66条まで,第78条及び第83条(第1項を除く。)の規定は,基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第90条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は,障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し,並びに生活能力の向上を図ることができるよう,当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業

所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用

の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等

訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第99条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)、第68条、第79条第1項から第3項まで及び第5項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指

定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第6項及び第79条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

第104条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、

電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第22条第2項の規定により同法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第4項第1号の規定の適用については，当分の間，同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに，通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と，同条第4項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ2以上」とする。
- 3, 4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (令和3年3月22日条例第8号)

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項，第44条の4，第49条第1項及び第2項，第78条，第95条，第95条の5，第110条，第110条の4，第123条，第149条，第149条の4，第159条，第159条の4，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第201条，第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。），第2条の規定による改正後の豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第59条の2，第3条の規定による改正後の豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第6

0条,第69条,第84条及び第87条において準用する場合を含む。),第4条の規定による改正後の豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第3条第4項及び第22条,第5条の規定による改正後の豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第3条第4項及び第20条,第6条の規定による改正後の豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3項及び第46条並びに第7条の規定による改正後の豊中市指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第3条第4項及び第46条第2項(新指定通所支援基準条例第59条,第63条,第77条,第84条,第85条,第89条,第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは,「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間,新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項,第44条の4,第49条第1項及び第2項,第78条,第95条,第95条の5,第110条,第110条の4,第123条,第149条,第149条の4,第159条,第159条の4,第172条,第185条,第190条,第194条,第194条の12,第194条の20,第201条,第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。),新指定障害者支援施設基準条例第47条の2,新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条,第55条,第60条,第69条,第84条及び第87条において準用する場合を含む。),新地域活動支援センター基準条例第17条,新福祉ホーム基準条例第15条,新障害者支援施設基準条例第37条の2及び新指定通所支援基準条例第39条の2(新指定通所支援基準条例第59条,第63条,第77条,第84条,第85条,第89条,第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と,「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と,「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間,新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項,第44条の4,第49条第1項及び第2項,第123条,第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。),第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福祉サービス

基準条例第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第201条, 第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。), 新指定障害者支援施設基準条例第50条第2項, 新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。), 新地域活動支援センター基準条例第18条第2項, 新福祉ホーム基準条例第16条第2項, 新障害者支援施設基準条例第39条第2項並びに新指定通所支援基準条例第42条第2項(新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間, 新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第201条, 第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。), 新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項, 新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。), 新障害者支援施設基準条例第41条第3項及び新指定通所支援基準条例第45条第3項(新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の豊中市指定通所支援の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については, 新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず, 令和5年3月31日までの間は, なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については, 令和5年3月31日までの間, 同条第3項中「又は保育士」と

あるのは「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については，新指定通所支援基準条例第7条第6項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までの間は，なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第60条第1項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については，旧指定通所支援基準条例第60条第3項の規定は，令和5年3月31日までの間，なおその効力を有する。

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第79条第3項及び第7項の規定の適用については，令和5年3月31日までの間，同条第3項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第1項に規定する基準該当

放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和3年6月23日条例第29号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条中豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条、第7条及び第79条の改正規定は、公布の日から施行する。

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成二十四年三月十三日)

(厚生労働省令第二十九号)

改正 平成二六年十一月一三日厚生労働省令第一二二号

同三〇年一月一八日同第三号

令和三年一月二五日同第一〇号

同三年三月二三日同第五五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の三十一第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針(第二条)

第二節 人員に関する基準(第三条—第四条の二)

第三節 運営に関する基準(第五条—第三十条)

第三章 雑則(第三十一条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画案をいう。
- 二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。
- 三 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- 四 指定通所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。
- 五 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。

- 六 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
- 七 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- 八 障害児相談支援対象保護者 法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。
- 九 指定障害児相談支援事業者 法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- 十 指定障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。
- 十一 法定代理受領 法第二十四条の二十六第三項の規定により障害児相談支援対象保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定障害児相談支援に要した費用の全部又は一部を指定障害児相談支援事業者が受けることをいう。

（平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三・一部改正）

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針

- 第二条 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。
- 2 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
 - 3 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - 4 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
 - 5 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
 - 6 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常

にその改善を図らなければならない。

- 7 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 8 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(令三厚労令一〇・一部改正)

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第三条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。）（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定計画相談支援基準」という。）第一条第十四号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援（指定計画相談支援基準第一条第十五号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等（指定計画相談支援基準第一条第十三号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。）の数の合計数）が三十五又はその端数を増すごとに一とする。
- 3 前項に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

(平三〇厚労令三・一部改正)

(管理者)

第四条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第四条の二 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

(令三厚労令一〇・追加)

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約内容の報告等)

第六条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定障害児相談支援事業所が通常時に指定障害児相談支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第十九条第五号において同じ。)等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証(法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。)によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量(法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。)等確かめるものとする。

(平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三・一部改正)

(通所給付決定の申請に係る援助)

第十条 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(障害児相談支援給付費の額等の受領)

第十二条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しなければならない。
- 4 指定障害児相談支援事業者は、第二項の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第二十一条の五の三第二項第二号に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児相談支援給付費の額に係る通知等)

第十四条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しなければならない。

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 二 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとする。
- 2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。
 - 二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
 - 三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画に位置付けるよう努めなければならない。
 - 四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。
 - 五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。)を行わなければならない。
 - 六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及

びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

九 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報機器(第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

十二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しなければならない。

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(障害児についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二号ニにおいて「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービ

ス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。

四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

五 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

(平二六厚労令一二二・平三〇厚労令三・令三厚労令一〇・一部改正)

(障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付)

第十六条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知)

第十七条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第二十三条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(令三厚労令一〇・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第二十条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令三厚労令一〇・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第二十条の二 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（令三厚労令一〇・追加）

（設備及び備品等）

第二十一条 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（衛生管理等）

第二十二条 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

（令三厚労令一〇・一部改正）

（掲示等）

第二十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相

談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定障害児相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(令三厚労令一〇・一部改正)

(秘密保持等)

第二十四条 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第二十五条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止)

第二十六条 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十七条 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支

援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第二十四条の三十四第一項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の二第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の三第四項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(平二六厚労令一二二・一部改正)

(事故発生時の対応)

第二十八条 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに

に、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十八条の二 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令三厚労令一〇・追加)

(会計の区分)

第二十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十条 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

(令三厚労令五五・追加)

(電磁的記録等)

第三十一条 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(令三厚労令五五・追加)

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年一月一三日厚生労働省令第一二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年一月一八日厚生労働省令第三号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年一月二五日厚生労働省令第一〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準（以下「新指定障害者支援施設基準」という。）第三条第三項及び第五十四条の二、第四条の規定による改正後の障害福祉サービス基準（以下「新障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の地域活動支援センター基準（以下「新地域活動支援センター基準」という。）第二条第四項及び第十八条の二、第六条の規定による改正後の福祉ホーム基準（以下「新福祉ホーム基準」という。）第二条第四項及び第十七条の二、第七条の規定による改正後の障害者支援施設等基準（以下「新障害者支援施設等基準」という。）第三条第三項及び第四十三条の二、第八条の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第三条第四項及び第四十五条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三条第四項及び第四十二条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第四項、第三十六条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第四項、第十三条の規定による改正後の指定計画相談支援基準（以下「新指定計画相談支援基準」

という。) 第二条第七項及び第二十八条の二並びに第十四条の規定による改正後の指定障害児相談支援基準(以下「新指定障害児相談支援基準」という。) 第二条第七項及び第二十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第七百七十一条、第七百七十一条の四、第八百八十四条、第九百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準(以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。) 第二十二条の二(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二(新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第九条の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という。) 第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第二十八条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス

基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第三百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第六十二条、第六十二条の四、第七十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則 （令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号） 抄
この省令は、令和三年七月一日から施行する。